



沖縄で起きた事件の概要を紹介します

令和7年度における沖縄地区の独占禁止法等の運用状況① 及び琉球倉庫運輸(株)に対する件(下請法に基づく勧告)

今年6月に沖縄総合事務局総務部公正取引課が公表した、令和7年度における沖縄地区の運用状況のうち、今号は独占禁止法及び景品表示法の事件をご紹介します。併せて、去る5月に公表した、下請法に基づく勧告案件「琉球倉庫運輸に対する件」も紹介します。

独占禁止法

自由経済社会において、事業者が事業活動を行うに当たって守るべき基本ルールを定め、公正かつ自由な競争を促進するために、自由な競争を妨げたり、不公正な競争手段を用いて競争したりすることを禁止しています。

沖縄地区における
独占禁止法の運用状況
の詳細はこちら



○不当廉売

石油製品の小売業について、不当廉売につながるおそれがあるとして10件の注意を行った。

不当廉売とは

正当な理由なく、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給すること、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるような行為は、独占禁止法で禁止されています。

景品表示法

一般消費者の利益を保護するために、商品やサービスの品質、内容、価格等を偽って表示を行うことを厳しく規制するとともに、過大な景品類の提供を防ぐために景品類の最高額等を規制しています。

沖縄地区における
景品表示法の運用状況
の詳細はこちら



○有利誤認表示

(アウトドア体験のプランに係る表示)

A社は、アウトドア体験のプラン(本件役務)を提供するに当たり、自社ウェブ

ブサイトにおいて、「△△円→□□円」と表示するなど、実際の提供価格に当該価格を上回る価額(比較対象価格)を併記することにより、あたかも、比較対象価格は通常提供している価格であり、実際の提供価格が比較対象価格に比して安いかのように表示していたが、実際には、比較対象価格は、本件役務について最近相当期間にわたって提供された実績のないものであった。

大人気! XXXXXプラン

▲▲円 → ■■円

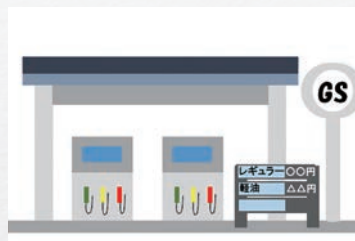
図はイメージ▲
実際の提供価格が、最近相当期間にわたって提供された実績のない比較対象価格と比べて安いかのように表示していた

○有利誤認表示

(ガソリンスタンドの看板に係る表示)

B社は、レギュラーガソリン及び軽油(本件2商品)を販売するに当たり、B社が運営するガソリンスタンドの店頭に

設置した看板において、それぞれ「レギュラー○○円」、「軽油△△円」などと表示することにより、あたかも、本件2商品の表示価格が誰にでも適用されるかのように表示していたが、実際には、表示された価格は、会員向け決済ツールにより購入代金を支払おうとする者に限定して適用されるものであった。



図はイメージ▲
誰にでも適用されるかのように表示していたが、実際は会員向け決済ツール使用者限定だった

有利誤認表示とは

商品又は役務の価格その他の取引条件について実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認させる不当表示であり、景品表示法で禁止されています。

琉球倉庫運輸に対する件 (下請法に基づく勧告)

公正取引委員会は、琉球倉庫運輸に対して、代金の「減額」を行ったとして、令和8年5月12日に下請法の規定に基づき勧告を行いました。

琉球倉庫運輸は、受注者との間で決めた基本運賃表を用いて算定した額を下請代金として支払うことを合意していましたが、実際にはこの基本運賃表を使わずに、異なる方法で算定した額を支払うことで、下請事業者が本来もらえるはずだった代金から総額約3,777万円が減らされていました。

本件の調査は公正取引課が担当しました。

※下請法は令和8年1月に取適法に改正されましたが、本件は令和8年1月より前に行われた行為であるため、改正前の下請法が適用されます。



▲調査を担当した公正取引課長・取引適正化調査官らが記者会見を行いました@那覇第二地方合同庁舎

役務提供委託

琉球倉庫運輸は、受注者に対し、自社が荷主等から請け負った貨物運送の全部又は一部を再委託

琉球倉庫運輸(発注者) (一般貨物運送事業者)

違反行為の概要

琉球倉庫運輸は、令和6年1月から令和7年11月までの間、受注者との間で定めた基本運賃表を用いずに荷主等から支払われる代金に一定率を乗じて得た額を支払った。

上記の行為により**減額(注1)**した金額は、**受注者16名**に対し、**総額約3,777万円**。

※琉球倉庫運輸は、受注者に対し、減額した金額を支払済み

本件減額のイメージ

①代金の額

本件では基本運賃表を用いて算定された額

減額

②実際に支払われた額

荷主等から支払われる代金に一定率を乗じて得た額

受注者(16名)
(貨物等の運送業)

公正取引委員会からの勧告の内容

▷以下の2点について、取締役会の決議により確認すること

- ・基本運賃表を用いて算定された下請代金の額を減じた行為は、改正前の下請法の規定に違反するものであること
- ・今後、中小受託事業者(注2)の責めに帰すべき理由がないのに製造委託等代金の減額を行わないこと

▷取適法の遵守体制を整備することなど

(注1) 下請代金の減額

下請法は、下請事業者に責任がないのに、発注時に定められた金額から一定額を減じて支払うこと等を全面的に禁止している。値引き、協賛金、歩引き等の名目、方法、金額の多少を問わず、また、下請事業者との合意があっても、下請法第4条第1項第3号違反となる。

(注2) 下請法は、令和7年改正により、令和8年1月、取適法と改称された。下請法において「下請事業者」と呼称されていた事業者は、令和8年1月以降になされた製造委託等との関係では「中小受託事業者」と呼称される。

▼お問合せ先
総務部 公正取引課
098-866-0049

次号では、取適法及びフリーランス法の令和7年度の運用状況を紹介しますよ！
こちらも要チェックだね！

本件の詳細は
ここから確認してね▼



沖縄県の事業者に対する勧告事例は、令和8年5・6月号で紹介したYKKAP沖縄及び琉球YKKAP工業に続いて、3件目だよ。
委託事業者の皆さん！中小受託事業者には責任がないのに、発注時に定めた代金を発注後に減じることが取適法違反になっちゃうよ！注意してね！



「どっきん」